

パターン4 ゲリラ・特殊部隊による攻撃(町内避難)

避難実施要領

豊能町 町長

〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

1 大阪府からの避難の指示の内容

原因不明の攻撃を府に報告、町は国民保護対策本部を設置

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
発生場所	T駅階段下付近
実行の主体	不明(犯行声明等の発表なし)
事案の概要と被害状況	T駅が武装作業員による爆発物による攻撃を受けた。現在、爆発及び新たな不審物の発見により半径150mの範囲を警戒区域に指定した。対策本部長は、〇〇町西地区に対して警報を発令し、〇〇時〇〇分、府に報告し国民保護対策本部を設置した。
今後の予測・影響と措置	新たな不審物(爆発物)が発見されたことにより、処理中に爆発する可能性があり、警戒区域内に所在する住民、施設利用者、T駅周辺滞留者を速やかに要避難地域外に避難させる。なお、住民については不審物(爆発物)の処置が完了するまで、約1日程度避難させる。
気象の状況	天候:晴れ 気温18℃ 風向北東 風速5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	T駅を中心とする半径150mに位置する警戒区域
避難行動要支援者数	住民約120名
避難誘導の方針	町は、警察、消防と調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。 その際、府からの警報等以外にも、要避難地域等周辺で活動する現場の警察官、消防署員からの情報をもとに、避難を実施する。また、状況により、自衛隊の派遣要請を行い、対応を依頼する。 開始日時:本日〇〇時〇〇分 完了予定日時:本日〇〇時〇〇分
避難施設	町指定避難場所〇〇中学校
避難経路	主要な避難経路は府道〇〇号線から国道〇〇号線から町道を使用

避難手段・要領

	要避難地域	避難先	移動手段	集合場所
1	H地区北側	〇〇中学校	徒歩を基本、災害時要支援者	G地区
2	H地区南側	〇〇中学校	については車両	J地区

残留者の確認方法

確認者(町職員、警察官等)が避難完了時刻後警戒区域内を防災無線、広報車、戸別訪問により確認する。
なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で5回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。確認後の住宅には、玄関上部に黄色テープで印をつける。残留者がいた場合は、避難するように求める。
開始予定時刻:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
終了予定時刻:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

避難時の留意事項	<p>基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット(頭巾)で頭を保護し靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くこと。 ・できれば、マスク、ハンカチ、濡れタオル等で口を覆い避難すること。 ・避難時は、留守宅の戸締まり、施錠、出火防止対策を行い、金銭、貴重品、パスポート、運転免許証、マイナンバーカード等の身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品等を携行すること。 ・子供がいる家庭では、玩具等を携行し子供の不安解消を図ること。 ・隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難すること。 ・T駅の周辺は避けて避難すること。 ・避難施設等に配置された町職員の指示に従うこと。 ・服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町、警察官、消防に通報すること ・ペットを同行させるときは、ゲージに入れること。 ・消防団、自主防災会、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。 <p>職員の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 ・町の誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。 ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ・担当職員等は、地域の自治会自主防災組織等の協力が得られるように努める。
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。 ・警察は、T駅から半径150m圏内を立入禁止区域に設定し、主要避難経路を警察計画で交通規制及び警備を実施する。また、警戒地区内の地域住民および施設利用者を警戒区域外に避難させる。 ・消防は、警察の立入禁止区域と同範囲に消防警戒区域を設定し警戒区域内の地域住民及び施設利用者を警戒区域外に避難させる。 ・集客施設の一時滞在者は施設外へ避難誘導する。
連絡調整先	<p>警察署： 消防本部署： 陸上自衛隊：</p>
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	他の不審物(爆発物)がいつ爆発するか不明であり速やかな避難誘導が必要
地域の特性	駅は多くの町民が利用する施設であり〇〇線が不通になる。また、いくつかの店舗があり管理者等と連携した避難誘導が必要になる。
時期的特性	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季の場合：熱中症予防に留意し、水分補給を適切に行う。 ・冬季の場合：雪、凍結、低体温症に留意する。
4 避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・T駅、集合場所、避難経路の要所、避難先に配置する。また、関係機関の協力を得て行政機関の保有する車両や案内板を配置する。 ・集合場所および避難施設(6名基準) 軽症者や気分の悪くなった者への対応、給水支援等を行う。 ・避難経路(2名基準)

職員の配置場所	<p>避難経路の要所において連絡所を設置し各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調整所の設置等(1名基準) ・現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう設ける。
人員(基準)	町職員:60人・消防員:8名・警察官:8名・自衛官:6名 合計82人
避難行動要支援者の避難誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等近親者が付き添い、自家用車による移動を認めることとし、町の避難所に避難させるか福祉避難所の開設を調整する。 ・徒歩により移動できない場合は、職員がバス、福祉車両等により搬送する。 ・病院の入院患者は、消防本部が病院の車両又は救急車等を利用して避難を実施する。 ・老人福祉施設等入居者の避難は、住民(生活福祉部等、町社会福祉協議会)の協力を得て避難誘導を行う。
連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・府と町との連絡要領(通常の担当者との連絡と同様) ・状況が変化した場合は調整の上認識を合わせて変更 ・対策本部設置場所:町役場
現地連絡調整所の設置	<p>関係機関の情報を共有し、現場における事態の変化を迅速に対応できるよう現地連絡調整所を設置する。なお、現地連絡調整所に配置している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。また、定時または随時の会合を開き、関係機関の活動内容の調整・確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地連絡調整所設置場所:
避難住民誘導に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、登録制メール等の手段を活用し、住民への関連情報の伝達に努める。 ・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の伝達、住民の誘導等を実施する。 ・市民以外の滞在者についても避難誘導について、事業所、店舗等に対して協力を依頼する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車、防災行政無線、登録制メールや広報車等あらゆる手段を活用し、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ・避難実施要領を避難地区の自治会長、自主防災会会長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。 ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。 ・広報を行う対策本部要員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。 ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。 ・避難行動要支援者等については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。 ・外国人に対しては、国際交流協会やボランティア等に協力を求め、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。
避難実施要領の伝達先	町内の各機関及び団体等
職員間の連絡手段	電話番号一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
豊能町 国民保護／緊急対処 事態対策本部	<p>電話:072-739-3415 FAX:072-739-1980</p>